

所得控除の一覧

所得控除の種類	所得控除の内容	控除額																																
雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする家族(その年分の総所得金額等が38万円以下の人)の生活に通常必要な資産について、災害、盗難、横領等による損失が生じた場合に受けられる控除	次のうちいずれか多い方の金額 (1) (損失の金額－保険金などで補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額×10%) (2) 災害関連支出の金額－5万円																																
医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする家族の治療のために医療費を支払った場合に受けられる控除	支払った医療費－保険金などで補てんされる金額－(総所得金額等の合計額×5%または10万円のいずれか少ない方の金額) (限度額200万円)																																
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする家族の社会保険料(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料)を支払った場合に受けられる控除	支払った金額																																
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金や、心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に受けられる控除	支払った金額																																
生命保険料控除	簡易保険契約、生命保険契約、個人年金保険契約、介護医療保険契約などの保険料、または掛金を支払った場合に受けられる控除 ※簡易保険契約、生命保険契約、介護医療保険契約などは、契約に基づく保険金等の受取人のすべてをあなた、またはあなたの家族とするものが対象です。 ※個人年金保険契約は、契約に基づく年金の受取人をあなた、またはあなたの配偶者とするものが対象です。	(1) 旧制度契約(平成23年12月31日以前の契約・更新)にかかる一般生命保険料・個人年金保険料の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の区分</th><th>支払保険料金額</th><th>控除金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 一般生命保険料のみ または ② 個人年金保険料のみ</td><td>15,000円以下</td><td>支払保険料金額</td></tr> <tr> <td>15,000円を超え40,000円以下</td><td>支払保険料金額×1/2+7,500円</td></tr> <tr> <td rowspan="2"></td><td>40,000円を超え70,000円以下</td><td>支払保険料金額×1/4+17,500円</td></tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td><td>一律 35,000円(限度額)</td></tr> <tr> <td>①と②両方あり</td><td></td><td>①と②の控除金額の合計額(限度額70,000円)</td></tr> </tbody> </table> (2) 新制度契約(平成24年1月1日以降の契約・更新)にかかる一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の区分</th><th>支払保険料金額</th><th>控除金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">③ 一般生命保険料のみ または ④ 個人年金保険料のみ または ⑤ 介護医療保険料のみ</td><td>12,000円以下</td><td>支払保険料金額</td></tr> <tr> <td>12,000円を超え32,000円以下</td><td>支払保険料金額×1/2+6,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="2"></td><td>32,000円を超え56,000円以下</td><td>支払保険料金額×1/4+14,000円</td></tr> <tr> <td>56,000円を超える場合</td><td>一律 28,000円(限度額)</td></tr> <tr> <td>③～⑤のうち複数種類あり</td><td></td><td>③～⑤の控除金額の合計額(限度額70,000円)</td></tr> </tbody> </table> (3) (1)(2)両方ある場合 一般生命保険料および個人年金保険料にかかる控除については、新制度・旧制度の双方で控除の適用を受ける場合、それぞれ(1)(2)の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) ※各限度額28,000円。ただし、旧制度適用分は限度額が35,000円のため、旧制度適用分だけで控除額が28,000円を超える場合、旧制度適用分のみで控除。	保険料の区分	支払保険料金額	控除金額	① 一般生命保険料のみ または ② 個人年金保険料のみ	15,000円以下	支払保険料金額	15,000円を超え40,000円以下	支払保険料金額×1/2+7,500円		40,000円を超え70,000円以下	支払保険料金額×1/4+17,500円	70,000円を超える場合	一律 35,000円(限度額)	①と②両方あり		①と②の控除金額の合計額(限度額70,000円)	保険料の区分	支払保険料金額	控除金額	③ 一般生命保険料のみ または ④ 個人年金保険料のみ または ⑤ 介護医療保険料のみ	12,000円以下	支払保険料金額	12,000円を超え32,000円以下	支払保険料金額×1/2+6,000円		32,000円を超え56,000円以下	支払保険料金額×1/4+14,000円	56,000円を超える場合	一律 28,000円(限度額)	③～⑤のうち複数種類あり		③～⑤の控除金額の合計額(限度額70,000円)
保険料の区分	支払保険料金額	控除金額																																
① 一般生命保険料のみ または ② 個人年金保険料のみ	15,000円以下	支払保険料金額																																
	15,000円を超え40,000円以下	支払保険料金額×1/2+7,500円																																
	40,000円を超え70,000円以下	支払保険料金額×1/4+17,500円																																
	70,000円を超える場合	一律 35,000円(限度額)																																
①と②両方あり		①と②の控除金額の合計額(限度額70,000円)																																
保険料の区分	支払保険料金額	控除金額																																
③ 一般生命保険料のみ または ④ 個人年金保険料のみ または ⑤ 介護医療保険料のみ	12,000円以下	支払保険料金額																																
	12,000円を超え32,000円以下	支払保険料金額×1/2+6,000円																																
	32,000円を超え56,000円以下	支払保険料金額×1/4+14,000円																																
	56,000円を超える場合	一律 28,000円(限度額)																																
③～⑤のうち複数種類あり		③～⑤の控除金額の合計額(限度額70,000円)																																

地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする家族の居住用家屋・生活用動産を対象とする地震保険契約に基づく保険料や掛金を支払った場合に受けられる控除 ※平成18年末までに締結した長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)は控除の対象となります。	地震保険料控除額の計算式 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の区分</th><th>支払保険料金額</th><th>控除金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 地震保険料のみ</td><td>50,000円以下</td><td>支払保険料金額×1/2</td></tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td><td>一律 25,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="3">② 旧長期損害保険料のみ</td><td>5,000円以下</td><td>支払保険料金額</td></tr> <tr> <td>5,000円を超え15,000円以下</td><td>支払保険料金額×1/2 + 2,500円</td></tr> <tr> <td>15,000円を超える場合</td><td>一律 10,000円(限度額)</td></tr> <tr> <td>①と② 両方あり</td><td></td><td>①と②の控除金額の合計額(限度額25,000円)</td></tr> </tbody> </table>	保険料の区分	支払保険料金額	控除金額	① 地震保険料のみ	50,000円以下	支払保険料金額×1/2	50,000円を超える場合	一律 25,000円	② 旧長期損害保険料のみ	5,000円以下	支払保険料金額	5,000円を超え15,000円以下	支払保険料金額×1/2 + 2,500円	15,000円を超える場合	一律 10,000円(限度額)	①と② 両方あり		①と②の控除金額の合計額(限度額25,000円)
保険料の区分	支払保険料金額	控除金額																		
① 地震保険料のみ	50,000円以下	支払保険料金額×1/2																		
	50,000円を超える場合	一律 25,000円																		
② 旧長期損害保険料のみ	5,000円以下	支払保険料金額																		
	5,000円を超え15,000円以下	支払保険料金額×1/2 + 2,500円																		
	15,000円を超える場合	一律 10,000円(限度額)																		
①と② 両方あり		①と②の控除金額の合計額(限度額25,000円)																		
寡婦控除	あなたが次の①②のいずれかの要件に該当する場合受けられる控除 ① 夫と死別後婚姻していない人、または夫の生死が不明の人(扶養親族等のない人は合計所得金額が500万円以下の人が対象) ② 夫と離婚後婚姻していない人で、扶養親族等のある人 ※上記のうち、扶養親族が子で、合計所得金額が500万円以下の人は特別寡婦控除が受けられます。	寡婦控除………26万円 特別寡婦控除…30万円																		
寡夫控除	あなたが次の①②のいずれの要件にも該当する場合受けられる控除 ① 妻と死別もしくは離婚後に婚姻していない人、または妻の生死が不明の人 ② 扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の人	26万円																		
勤労学生控除	あなたが大学・高等学校などの学生で、合計所得金額が65万円以下であり、かつ自己の勤労に基づく事業所得・給与所得・退職所得・雑所得以外の所得の合計が10万円以下の場合、受けられる控除	26万円																		

障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者(※1)・扶養親族が障がい者である場合受けられる控除 ※障がい者の範囲 前年の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障がいのある人です。 ・身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人 ・精神保健指定医などにより、知的障がい者と判定された人 ・65歳以上の人で障がいの程度が障がい者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている人 など ※重度の障がいがある人(療育手帳A, 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級など)は、特別障害者控除が受けられます。 ※1 詳しくは次の「配偶者控除」の項目に記載	障害者控除額の計算式	<table><tr><th>区分</th><th>本人が障がい者</th><th>同一生計配偶者または扶養親族が障がい者(1人につき)</th></tr><tr><td>障害者</td><td colspan="2">26万円</td></tr><tr><td>特別障害者</td><td colspan="2">30万円</td></tr><tr><td>同居特別障害者</td><td></td><td>53万円</td></tr></table>	区分	本人が障がい者	同一生計配偶者または扶養親族が障がい者(1人につき)	障害者	26万円		特別障害者	30万円		同居特別障害者		53万円																																					
区分	本人が障がい者	同一生計配偶者または扶養親族が障がい者(1人につき)																																																		
障害者	26万円																																																			
特別障害者	30万円																																																			
同居特別障害者		53万円																																																		
配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)で合計所得金額が38万円以下(※1)の方を同一生計配偶者という。 配偶者控除とは、同一生計配偶者がいて、かつ、あなたの合計所得金額が1,000万円以下(※2)の場合に受けられる控除。 配偶者が70歳以上(昭和24年1月1日以前生まれ)の場合は、老人控除対象配偶者となる。 ※1 配偶者の合計所得金額が38万円を超えて123万円以下の場合、配偶者特別控除の適用を受けることができます。 詳しくは「配偶者特別控除」の項目をご覧ください。 ※2 あなたの合計所得金額が1,000万円を超えた場合は、配偶者控除を受けることはできませんが、同一生計配偶者がいることを申告することができます。	配偶者控除額の計算式	<table><tr><th rowspan="2">配偶者の年齢</th><th colspan="4">あなたの合計所得金額</th></tr><tr><th>～9,000,000円</th><th>9,000,001円～9,500,000円</th><th>9,500,001円～10,000,000円</th><th>10,000,001円～</th></tr><tr><td>70歳未満</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td>適用なし</td></tr><tr><td>70歳以上</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td><td>適用なし</td></tr></table>	配偶者の年齢	あなたの合計所得金額				～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円	10,000,001円～	70歳未満	33万円	22万円	11万円	適用なし	70歳以上	38万円	26万円	13万円	適用なし																														
配偶者の年齢	あなたの合計所得金額																																																			
	～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円	10,000,001円～																																																
70歳未満	33万円	22万円	11万円	適用なし																																																
70歳以上	38万円	26万円	13万円	適用なし																																																
配偶者特別控除	あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の合計所得金額が38万円を超えて123万円以下の場合で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、あなたと配偶者の所得に応じて受けられる控除 ※配偶者が、あなたを対象として配偶者特別控除を受けている場合は適用できません。	配偶者特別控除額の計算式	<table><tr><th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="4">あなたの合計所得金額</th></tr><tr><th>～9,000,000円</th><th>9,000,001円～9,500,000円</th><th>9,500,001円～10,000,000円</th><th>10,000,001円～</th></tr><tr><td>380,001円～900,000円</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td>適用なし</td></tr><tr><td>900,001円～950,000円</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td><td>適用なし</td></tr><tr><td>950,001円～1,000,000円</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td><td>適用なし</td></tr><tr><td>1,000,001円～1,050,000円</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td><td>適用なし</td></tr><tr><td>1,050,001円～1,100,000円</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td><td>適用なし</td></tr><tr><td>1,100,001円～1,150,000円</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td><td>適用なし</td></tr><tr><td>1,150,001円～1,200,000円</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td><td>適用なし</td></tr><tr><td>1,200,001円～1,230,000円</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td><td>適用なし</td></tr></table>	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額				～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円	10,000,001円～	380,001円～900,000円	33万円	22万円	11万円	適用なし	900,001円～950,000円	31万円	21万円	11万円	適用なし	950,001円～1,000,000円	26万円	18万円	9万円	適用なし	1,000,001円～1,050,000円	21万円	14万円	7万円	適用なし	1,050,001円～1,100,000円	16万円	11万円	6万円	適用なし	1,100,001円～1,150,000円	11万円	8万円	4万円	適用なし	1,150,001円～1,200,000円	6万円	4万円	2万円	適用なし	1,200,001円～1,230,000円	3万円	2万円	1万円	適用なし
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額																																																			
	～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円	10,000,001円～																																																
380,001円～900,000円	33万円	22万円	11万円	適用なし																																																
900,001円～950,000円	31万円	21万円	11万円	適用なし																																																
950,001円～1,000,000円	26万円	18万円	9万円	適用なし																																																
1,000,001円～1,050,000円	21万円	14万円	7万円	適用なし																																																
1,050,001円～1,100,000円	16万円	11万円	6万円	適用なし																																																
1,100,001円～1,150,000円	11万円	8万円	4万円	適用なし																																																
1,150,001円～1,200,000円	6万円	4万円	2万円	適用なし																																																
1,200,001円～1,230,000円	3万円	2万円	1万円	適用なし																																																

扶養控除	あなたが扶養親族を有する場合に受けられる控除 ※扶養親族とは、あなたと生計を一にする親族等(事業専従者は除く)のうち、合計所得金額が38万円以下である人です。 ※扶養親族の年齢は、前年の12月31日時点(前年中に死亡した場合は死亡の時点)で判定します。	(1) 一般扶養親族.....33万円 (2) 特定扶養親族(19歳以上23歳未満の場合).....45万円 (3) 老人扶養親族(70歳以上の場合).....38万円 (4) 同居老親等扶養親族(70歳以上の人で、同居している祖父母等の場合)・・45万円 (5) 年少扶養親族(16歳未満の場合).....0円
基礎控除	すべての人が受けられる控除	33万円